

ねんきん「こーな」

【学生納付特例申請手続き】
以前、申請した方も、毎年4月
には再度申請が必要です

日本国内に住むすべての方は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した額以下である場合に対象となります。

118万円+(扶養親族などの数×38万円)+社会保険料控除など

申請者本人のみの所得をみるため、本人以外の家族の所得は問いません。

また、老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付

済期間(保険料免除期間を含む)が25年以上必要ですが、学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に含まれません。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

なお、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に、障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

◆申請書の提出先

役場年金担当または年金事務所窓口です。また、平成20年4月から、在学する大学などの窓口でも申請手続きができるようになりました。大学などの窓口で申請手続きを行うためには、在学する大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

◆申請に必要な添付資料

- 年金手帳
- 学生などであることを証明する書類(在学証明書または学生証などの写し)
- 前年所得の状況を明らかにする

ことができる書類(住所地で確認できる場合は不要)

- 退職(失業)した人が申請を行う場合は、退職(失業)したことを確認できる書類(雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票などの写し)

※申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受けられない場合もありますので、ご注意ください。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。

平成25年度に学生納付特例の承認を受け、平成26年度も在学予定である方には、学生納付特例申請書(ハガキ)が送付されます。必要事項を記入して返送することにより、平成26年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、学生などであることを証明する書類の添付は必要ありません。ただし、在学している学校などに変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、役場または年金事務所です手続きを行ってください。

「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

日時 4月17日(木)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

場所 黒潮町役場 佐賀支所

町民室(1階)

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800(直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701(直通)

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 34-1616